

# 現代人の心理学

2000H120 村松 歩

近年色々な事件が増加してきている。いじめ・虐待・ストーカーなど様々だけど、どうしてそんな事が起きるのか、実際どんな事が起こっているかなどを実例を上げ、対策なども考えていきたいと思います。

## (1) 様々ないじめ

悲しいことに『いじめ』という言葉はもう珍しい言葉ではなくなってしまいました。むしろ、日常茶飯事で耳にタコだと言いたくなるくらいよく聞く言葉になってしまいました。いじめを苦しめた自殺も後を絶たず年々増加の一途をたどっています。いじめにもカツアゲ・リンチ・無視・性的いじめなど様々あります。いままでどんな事件があったのかいくつか例を上げてみよう。

### 宇都宮中学生いじめ自殺

宇都宮市の市立横川中学校（森山佳勇校長）の3年生の男子生徒（14）が自宅で首をつり病院で死亡していたことがわかった。男子生徒は同級生のいじめに悩んでいた上に、顔には殴られたような打撲痕があり、宇都宮南署はいじめや暴行を苦しめた自殺の可能性が大きいとみて調べている。友人らの話では、この生徒は同級生の男子生徒から、現金5000円を要求されたが、払えずに香水を渡したり、顔面を殴られるなどのいじめを受けており、周囲に「死にたくなったので、楽に自殺できる方法はないか」などと漏らしていたという。

### 中3女子いじめ自殺

2000年10月13日、中学3年生の女子生徒が自殺を示唆する遺書を残して自殺していたことが16日までに分かりました。女子生徒の自室の机の中に「あいつらは絶対許さない」などと書かれたメモがありました。

この女生徒は、小学校の頃から同級生にいじめられていました。中学では、学級会を開いたり、いじめていた男子生徒と別のクラスにするなどの対応を取っていた。

### 埼玉県入間市のリンチ殺人高校生

平成 12 年 5 月 3 日、埼玉県立越生高校 2 年・大山智之君 (16) は少年らに電話で呼び出され飯能市の公園などで二十数回にわたり殴る蹴るの集団暴行をうけ死亡。その後、約二百メートル離れた狭山市笹井の雑木林に遺棄された。これに対し元同級生らが逮捕された事件で 14 日、主犯格の少年の「16 歳の狂気」が浮上してきた。

「あいつならいつかは人を殺しちゃうかも、とずっと思っていた。」県警狭山署に自首した、主犯格の入間市のアルバイト少年 A (16) の友人はそう語る。

狭山署は、同日までに死体遺棄容疑で A と、県立女子高 2 年の女子生徒 B 子、遊び仲間の無色の少年 C (ともに 16 歳) を逮捕、入間市立中学 2 年の男子生徒 D (13) を近く補導する。大山君に対する死のリンチは、2 時間半にも及んだといい、傷害致死で再逮捕するとみられている。

大山君と A は地元の中学に入学後、同じクラスになり、ともにテニス部に入部。当初は、いじめもなかったという。

だが「おとなしく、勉強も性格もややおっとりし過ぎる感じ」(同級生) という大山君は、次第にいじめの標的に。成績が悪いと「お前、顔だけは頭よさそう。本当は天才だろ」と、こづかれたりもしたという。しかし、本人はいつもニコニコしていて、いじめに気付かない人も多かった。次第にいじめもエスカレートし、両親が学校に相談に駆け込んだという。

一方、A は 3 年までには、札付きの不良になっていた。「嫌いな人は徹底攻撃。ナイフをちらつかせ、気に食わない同級生に机や椅子を投げつけたりもしていた。おまけに金髪でホスト風の服、女にはモテたが周りは敵だらけだった。」という。

#### 岐阜県中津川市中学校いじめ集団猥褻事件

岐阜・中津川市の公立中学で、男女 18 人の生徒が女子生徒に集団で猥褻行為をしていたことが、2000 年 6 月 27 日までに分かった。すでに 3 年の女生徒 2 人が傷害などの容疑で逮捕されており、「事件」は今後さらに拡大しそうだ。

関係者らによると、6 月 19 日午後、2 年の女子生徒が教室に呼び出され、10 人近い男女生徒に「体を縛られたうえ、下着をはぎ取られハダカにされた」という。翌 20 日午前中にも呼び出しを受け、同じようなワイセツ行為をされたといい、2 日間で延べ 18 人の生徒たちが「事件」にかかわったという。

この中学は生徒数 583 人。学校側は「22 日に女子生徒が逮捕されたのは事実だが、すべて警察に任せてあり、学校は今でも逮捕容疑も把握していません」と答えている。市教育委員会も「イジメがあったかどうかは不明。詳しいことは捜査を待たないと...」と言っている。

「事件」をヒタ隠しにしようとしていた態度があり騒ぎはもっと広がりそう

だ。

## (2) いじめの対応の仕方

さて上記の4件は実例です。ほかにも友達の悪口を言われたのに腹をたてその人を監禁し暴力を振るったのち耳たぶをはさみで切り落とすなど信じられない行為をしていた高校生などもいた。しかし、このように表に出るのは氷山の一角でしかないと思う。実際には仕返しが恐くて教師に相談できなかつたり、相談しても仕方ないと諦めていたりする人も少なくないだろう。最悪の場合は教師に相談してもなにもしてくれないというパターンだと思うがこれも難しい問題で“何もしない”と“見守る”とは違うのだ。では、どんな対応をしたらいいのか？考えてみました。

### 不登校・いじめ対応の留意事項

すぐに対応する。

すぐに動いて解決できることがある。

むやみに動かない。

過剰な反応をしない。しっかりと見守ることも対応です。

ふれあい、かかわりあう。

無理に理解しようとせず、こどもに理解されようともせず、あるがまま認めてあげる。コミュニケーションをはかる。

相談する。理解者・協力者を求める。

経験者や専門家に相談する。答えや方法は一つとは限りません。

一般的な対応ではなく、個人をよくわきまえて状況判断をすることがむずかしいのです。

悪いことではなく、特別なことでもない。

教師でもカウンセラーでも医者でもどんなに明るく見える人でも同じような悩みを抱えた人はいます。ひとりで心を閉ざさずに、安心してオープンになりましょう。

他人のせいにしらない。(配偶者、祖父母、教師、友達など)

冷静な判断ができなくなり、本質を見失います。原因はいろいろあります。

自分を責めすぎない。

意欲・気力が萎えます。くよくよせずに失敗から学び、気持ちの切り替えをしましょう。

### こどもより先に親が変わる。聞く耳を持つ。

難しいが早道です。見栄をはらない、意地をはらない、こだわりを捨てる勇気を持ちましょう。

### 結果を急いで求めない。

長い人生、遠回りや道草が必要です。

### 優先順位を考える。

子どもにとって何が一番大切であるかを考えて、実行しましょう。

### あきらめない。

最終的にはこれしかないでしょう。「放任」と「あきらめ」と「見守る」は全く違います。

常にこれを心においてこどもに対応してあげることが大事だと思います。いじめから早く救いたいと思いつつあせってしまいがちになると思いますが、ぐっところえて長期戦を覚悟しましょう。そのために、時には専門家やお友だちに相談するのも冷静に判断するためにも良いことでしょう。

### 状況判断の重要性

見守るのもとっても大切なこと。でも、ちゃんと背中を押してあげなければならぬ時の判断はとても難しいです。その状態判断・原因判断・対応の仕方などについて不登校の場合といじめの場合で考えてみました。

## 【不登校】

### 状態の判断（その1）

1. 怠け
2. 心因的なもの
3. 複合的なもの
4. 背中をぽんと押せば、動くことができる。
5. てこでも動かない。
6. 意志はあるが動けない。

7. 登校の意志が全くない。

### 状態の判断（その2）

1. 初期的
2. 慢性的
3. 突発的

### 状態の判断（その3）

1. 身体的症状
2. 反抗的・攻撃的態度
3. ひきこもり
4. 生活習慣の乱れ

### 原因の判断（その1）

1. 誘因（きっかけ）
2. 真因（ほんとうの理由）

### 原因の判断（その2）

1. 親との関わり方（生育歴）
2. 親の性格と養育態度
3. 性格・能力
4. 生活習慣
5. 環境（家庭・学校・友人）

### 対応の判断（その1）

1. 登校を促す
2. 見守る
3. 新たな道を探す（進路変更・転校）

### 対応の判断（その2）

1. 会話
2. 一緒に何かをする
3. スキンシップをはかる
4. 連絡・伝言
5. きっかけをつくる
6. 見守る

## 三つの重要ポイント

1. 初期の対応
2. 見守るタイミング（引き際をわきまえる）
3. 待つ我慢と勇気

## 【いじめ】

### 状態の判断（その1）

1. 申し出（自己申告）
2. 問い詰めてわかった
3. 第三者の発見

### 状態の判断（その2）

1. 相手は一人
2. 複数（連鎖的・波状的）
3. 集団

### 状態の判断（その3）

1. 内容（言葉・仲間はずれ・物を隠す・強要・脅迫・恐喝・暴力など）
2. 頻度
3. 期間
4. 原因・条件

### 状態の判断（その4）

1. 相手の性格と目的
2. 相手にいじめの意識があるか
3. 他にも被害者はいるか
4. いじめている側の上位者の有無（自分の意志か命令か）

### 状態の判断（その5）

1. 心理的影響・ダメージの程度
2. 身体的影響・ダメージの程度

### 状態の判断（その6）

1. いじめる側との関係修復が可能か

2. 報復が予想されるか
3. いじめる側といじめられる側に仲間意識があるか
4. 一方的ないじめか（拒否や抵抗をしているか）

#### 対応の判断（その1）

1. 即時対応して、積極的な介入を行い、速やかに対象を取り除く
2. 見守る（放任や何もしないのではない）

#### 対応の判断（その2）

1. 自力解決
2. おとな（親・教師）の介入
3. 相談機関の介入
4. 警察の介入

#### 対応の重要ポイント

1. 恐怖心を取り除く
2. 自尊心を傷つけない
3. 自信を持たせる
4. 人への信頼感を回復させる

### （3）目の前のいじめをどうするか

いじめがどうしてなくなるのか？どうしてエスカレートしていつてしまうのか？それはいじめている側の心理状態にあるようです。

いじめている側の心理状態を詳しく調べ、どんな心理状況にあるのか？どうしてそんなことをするのか？などをまとめてみました。

<いじめている側の心理状態>

\* その瞬間は快感を味わっている。（悪いとわかっている、楽しいからやめられない）

\* かわいそうだと思っていない。（かわいそうだと思えば、ひどいいじめにならない）

\* かわいそう（悪いこと）だとは思ったが、おもしろかった。

- \* 罪の意識（罪悪感）が乏しい。（その時、罪悪感がなければ、情けに訴えても無駄。
- \* 自分がやらなければ、さらに上位のものにやられてしまう。（加害者兼被害者の場合）
- \* 自分が（別の者に）やられたことをやっているだけだから、やられっぱなしではたまらない。（加害者兼被害者の場合）
- \* やるとこまで、やってやれ。（搾り取れるだけ搾り取る）
- \* ばれたらやばいと思っている（発覚を恐れる）
- \* 自分が不利益を被るのは、いや。（被害者になることを恐れる）
- \* 最初はいけないことと思っても、次第に感覚が麻痺してエスカレートしてくる
- \* いったん、エスカレートしはじめたら、行くところまで行くか、途中で発覚するまで止まらない。

いじめをする側の心理状況は上記のような心理状態であるといえる。では、どうしたら良いのか？いじめる側から見た、いじめ対策についてまとめてみました。

#### **（４）いじめる側から見た、いじめ対策**

まず、その理由や心理状態を考えてみよう。

（１）

1. どうしていじめるのか？

[いじめをする理由]

- ・ 気に食わない
- ・ おもしろくない
- ・ 八つ当たり
- ・ 自分もやないと、いじめられる

[いじめの対象となった理由]

- ・ 態度
- ・ 話し方
- ・ 身なり
- ・ 気が弱そう、ケンカが弱そう（抵抗されない）
- ・ たまたまそこに居合わせた（誰でもよかった）

2. 罪の意識（罪悪感）が乏しい。…良心に訴えることが困難な状況  
「かわいそうだから」と言ってもピンとこない。  
「もうやめてくれ」「ゆるしてよ」と情けに訴えると、余計面白がってエスカレートする。

いじめの現場では、力が解決手段となる。

そのとき、人道的な救済方法が入り込む余地がない。

3. 歯止めが利かなくなる。  
感覚が麻痺してしまう。  
自分で感情をコントロールしきれなくなる。  
いじめを続けながらも、誰かに止めて欲しいと思っている。  
いじめの進行とともに発覚をおそれる。（脅し・口封じ）

4. 集団によるいじめ

集団の中では、2と3の状態が顕著になる。

- ・ 団体の中で抑止力となる者（リーダー）がいない場合。
- ・ 強者を中心とした、いじめ集団の場合。
- ・ どちらの集団でも、「引くに引けない」見栄のようなものを感じる。

力関係によるピラミットが造られる場合。いじめられた者が、さらに弱いものをいじめる。

やらなければ、自分がやられるという恐怖感がある。

みんなでやっているという安心感がある。

被害者に仲間という意識が認められることがあり、いじめの構図が不鮮明となる。

5. 加害者兼被害者

いじめ集団では、強いものが弱いものへ、さらに弱いものへといじめが拡大していく。

被害者意識が強いと、いじめを正当化しやすくなる。

被害者の気持ちがわかっていれば、事後の指導がしやすい。

しかし、被害者としての立場を良く分かっている者が、再び被害者になることを、極度におそれて、いじめを続けるということもある。

## 6. 最悪の事態を招く危険性

いじめは、おもしろ半分が始まって、次第にエスカレートしていくと、被害者はもちろんのこと、加害者も追いつめられ、さらにひどい状態を招きやすくなる。両者が、追いつめられた結果、最悪の状態へつながる危険性がある。

ではどうしたらよいのか？対応策について考えてみよう

### <対応策>

あたりまえのことだが、**早期発見・早期対処**しか考えられない。

**良心の形成が不十分な**場合は、長期的な指導が必要だが、残念ながら、いじめられているものの気持ちを考えるように諭しても、共感的な姿勢を得ることが困難なケースがある。この場合、長期的な指導は、目の前でおきているいじめへの対処的で有効な解決にはつながらない。

良心へうったえる教育が困難な場合は、一時的な強い指導をおこない、**目を覚まさせて**から、同じ土俵に上がり、**良心を形成**するための、ねばり強い心の教育を必要とする。こうしなければ、今、学校を辞めたり自殺しようとしている側を救うすべはない。

### (2) まず、何をするか

学校へ相談する。場合によっては警察へ相談する。

相談は、できれば両親そろっていくこと。可能であれば、両親以外の人にも同行してもらおうと良い。

担任・部活動の顧問・生徒指導部・その他信頼できる先生に相談する。

相手が親の言うことに全く従わない場合は、相手の親に訴えても無駄。

相手が同じ学校の場合は、とにかくすぐに、学校へ相談するのがよい。

### (3) こどもの保護（危ないと感じた時点で、すぐに行動する。）

学校へ依頼。場合によっては、警察へ依頼。もしくは、親が直接守る。

あらゆる方法で、加害者から引き離す。危険が迫る状況では、前もって警察に保護を依頼。

守られている安心感をあたえる。

#### (4) 確認と催促

学校へ相談した時に、どのような対応をしてくれるかを確認する。

相談当日、経過を聞く。

もし、翌日になっても全く動きがない場合は、次の手段を考える。

#### (5) あきらめない

ひとりの教師でだめなら、別の教員に相談する。

教員でだめなら、校長に直接相談する。

学校がダメなら、教育委員会に直接相談する。

最寄の警察署でだめなら、警察本部に直接相談する。

最寄の警察署でだめなら、直接 110 番通報をする。

学校も警察も動いてくれない時は、あらゆる手段を試みる。

相談相手だけではなく、一緒に動いてくれそうな人を頼る。親戚、知人、PTA 役員、総代、保護司、学校カウンセラー、カウンセラー、弁護士、政治家、マスコミなど。

頼れるものはすべて頼る。

#### (6) 注意

絶対に守り抜くという意志を子どもに伝えて、安心させる。

いじめが発覚すれば、いじめの程度を判断するのは、難しくはありません。ひどいいじめだと判断した時点で、行動を開始します。特に、2 と 3 は、必ず同時に行い、様子を見るとかの時間的な余裕をつくるべきではありません。

いじめを訴える段階で、子どもの直接的な保護は必ずおこなってください。保護を怠って、身の危険にさらされることがあります。

#### (5) いじめられっ子が、いじめっ子に変わるとき

いじめっ子がいじめられたり、いじめられっ子が、いじめっ子になるケースはたくさんあります。この場合、いじめている側といじめられている側の共通点を見出すことができます。特殊な例かもしれませんが、いじめの問題を抱えてる人(いじめっ子、いじめられっ子)は、どちらの立場にもなる可能性があるということです。たとえば、それまではずっと上級生にいじめられていた子が、上級生が卒業してから急に態度が変わって下級生いじめを始めたり、言動が荒くなり服装や生活が乱れて、攻撃的になったり、反対に、いじめっ子がケンカに負けたことによって

急に弱気になり、いじめられたり、先生に注意されたことによって、それまでいじめられていた子たちが一斉に攻撃を始めたりする事はよくあることです。

いじめの指導をしているときに、「おまえも、いじめられたのなら、いじめがどんなに嫌なことかわかるだろう。いじめられている人の気持ちがわかるはずじゃないか」というと、涙を流して反省する子もいますが、「わたしだってやられたのに、なぜわたしだけがしかられるの」と、悔しがつて涙を見せる子もいます。もうそうなっては、「人の痛みを知るものは、他人に優しくできる」という言葉はどこかへ吹き飛んでしまいそうになります。

さらには、先生がよってたかった、と訴える子もいます。こうなると大変。親が事のいきさつを理解して、冷静な判断ができる人ならおさまりがつきますが、「うちの子も被害者だ。加害者を処分しろ。」「(いじめをしているのは)うちの子だけではない」「教師のいじめだ」などと、冷静さを失ってしまうと、せつかくの子どもと接する良い機会を失いかねません。

## (6) 日頃から心がけたいこと

豊かな心の子どもほど、他人をいじめたりはしません。

心の育ち方がとても重要なのですが、よく、性格の基礎は幼児期までで決まるとか言われますが、それでは、幼児期に豊かな心が育たなかった子どもは、もうそこで終わりかという、そうでないのです。幼児期にいくら心豊かに育てようとしても、その後の育ち方でどうにでもなるものです。年齢(経験)の数だけややこしくなるかも知れませんが、中学生だから、高校生だから「もう遅すぎる」ということはないのです。

心豊かに育つために必要なのはコミュニケーションをとることとても大切な事です。でも、実際には年が大きくなるごとに会話も少なくなるものです。ましてや、自分がいじめにあっているなんてたとえ家族であつても言えないことでしょう。むしろ、家族だからこそ言えないことの方が多いいのではないのでしょうか？

「最近子どもの様子がおかしい」そう思って子どもをといつめたところいじめがわかったというケースも少なくはないのです。そのため発覚が遅れることも多くあります。常にコミュニケーションが取れるようにする事がいじめ対策の第一歩ではないのでしょうか。

また、親だけでなく、学校や地域で子どもが安心して相談できる所を

作るのも良いでしょう。最近では、学校でも相談室を設けたりして様々ないじめ対策をとっていますが、学校の先生達には話しづらい...という子どもたちのために電話で相談にのってくれる機関があるということをもっと子ども達に知ってもらわなければならないのでしょうか。

## (6) 虐待

こちらも年々増加してきているという問題です。ニュースで関死させてしまった。などという事件もたまに耳にします。どうしてそんなことが起こってしまうのか？また、虐待にはどんな種類があるのか？また虐待しているのは知っているがどうしたらよいかわからない...そんなときどうすればいいのか考えてみよう。

まず、過去にどんな事件があったのかを調べてみました。

### 乳幼児を用水路に棄てる母親

2001年6月18日生まれたばかりの三女を用水路に捨てたとして、埼玉県警羽生署は、羽生市羽生、主婦寺西幸江容疑者(26)を殺人未遂の疑いで逮捕した。

調べでは、寺西容疑者は12日午後4時過ぎ、数時間前に自宅で出産した三女をポリ袋に入れて自宅前の用水路に投げ捨てた疑い。午後4時半ごろ、ポリ袋から泣き声がするのを近くの主婦が聞きつけて助けた。三女は比較的元気であるという。夫(43)は勤め先の会社に出かけ、長女(2)と次女(1)は自宅にいた。寺西容疑者は体調を崩して事件後に入院し、羽生署は回復をまっていた。

### 長女を浴槽に沈めて虐殺

泣き止まない赤ちゃんを自宅の浴槽に投げ入れて死亡させたとして、島根県警松江所は30日、母親の同県八束町江島、事務員池内智恵容疑者(32)を殺人の疑いで緊急逮捕した。

調べによると、池内容疑者は30日午後11時ごろ、自宅居間の布団で寝ていた生後2ヶ月の長女菊乃ちゃんが泣き止まないことにいらだち、水を張った自宅風呂場の浴槽(推進48センチ)に投げ入れて死なせた疑い。

池内容疑者は約10分後、「子どもを風呂の水の中に入れて」と自ら110番通報してきた。連絡を受けた松江北消防署員が駆けつけると、同容疑者は意識を失った菊乃ちゃんをバスタオルでくるみ、両手で抱えたまま玄関に座り

込んでいたという。

当時、会社員の夫（34）は仕事のため留守で、自宅には長男（5）もいた。池内容疑者は育児休暇中で、出産後、体調を崩していたという。

以上2件の実例を上げてみた。これ以外にも私の自宅のとなりの町の母親が育児に疲れ子どもを何度も海に投げたという人もいた。砂浜の浅いところから海に向かって投げた（？）（突き飛ばした？）らしい。当然子どもはわけもわからず母の元に走ってもどったがそのたびに海になげられたらしい。幸いその子は助けられたが原因は育児ノイローゼだったらしい。しかし、幼いながらも心に負った傷はかなり大きいものだっただろう…。

だれもが生まれてくる子どもを虐待してやろうと思って生む人はいないだろう。ではなぜそんな事が起こるのか？その多くは**ストレス**からくるものが大きいらしい。例えば、夫が育児に参加してくれない。発育が遅いなど様々だが一番良く聞くのが『子どもが言うことを聞かないので腹が立った』である。冷静に考えてみれば相手は子ども。いうことなど聞くはずがない。自分もかつてはそうやってわがママを言いながら育ったのだということを忘れないでほしい。

### 虐待の4つのタイプ

虐待には4つのタイプがあるとされています。

#### 身体的虐待

子どもに傷あとが残ったり、生命が危うくなるようなけがをさせたり、体に苦痛を与える事です。

例えば、たたく・ける・つねる・頭をなぐる・かむ・しばる・火を押し付ける、水につける・首をしめるなど

#### 養育の拒否や放置

子どもに適切な衣食住の世話をしないなど、子どもをほったらかしにしておくことです。

例えば、ごはんを食べさせない・衣服をかえない・医者に見せない・危険な場所にほっておく、家に入れない・家に閉じ込めるなど。

#### 心理的虐待

心理的いじめのことで、子どもを情緒不安定にさせたり、傷をつける。

例えば、まったく子どもの存在を無視する、おびえさせたり、罵声をあび

せたりするなど

性的暴行

性的ないたづらや性行為をすること。

虐待を防止するには

もし、虐待しそうになったり虐待をしてしまったときには、まず信頼できる人に相談しましょう。もし、あなたのまわりの人が子どもを虐待しているのを見たときにも、まず誰かと相談してください。

### 虐待かな?と思ったら

#### 1・虐待の連絡をしたいのだけれど

子どもの虐待についての相談で、近所や職場で「子どもがぎゃくたいさされているのでは?」と思われているのだけれど「虐待かどうかははっきりしない」とか、「どこに連絡したらよいのかわからない」という質問が時々あります。子どもの泣き叫ぶ声が毎晩聞こえてきたり、普通のケガとは思われないようなアザややけどの跡をひんぱんに付けてくる子どもを見かけたりすれば、「どうしたのだろう」「どうすればよいのだろう」と感じるのは普通の事でしょう。

ところがそう思っても、その子の親にケガの原因を尋ねたりするのは、なんとなくはばかれます。また仕事柄、コトを荒立てるようなことは避けたい。ということもあるかもしれません。「気にはなっているのだけれど、そのうち...」と考えているうちに、なにごともなく過ぎる事もあるでしょう。しかしときには、その子どもがさらにひどい状況で、再び目の前に現れることもあるでしょう。そのときになって、「何とかしておけばよかった」という残念な思いはしたくないものです。

#### 2.ひとりで悩まない

このような子供を見つけた時、どうすればよいのでしょうか? 児童虐待のケースでは、親のかたくなな態度や周囲との関係などから、児童虐待を見つけたとしても、その人だけで子供を救い出し、解決するのがむずかしいということが少なくありません。これは、子供に関わる専門家であっても同じです。自分ひとりでそのケースを解決しようとは思わずに、まず、だれかに相談してみることが大切です。とくに、むずかしいケースの場合には、近所や同じ職場の人だけでなく、子供の問題の専門家に相談し、その人たちと一緒に、子供の保護を考えていく事が必要になります。

### 3. 虐待を見逃さない

子どもの問題の専門家としては、まず、児童相談所があげられます。児童相談所は、こころやからだに障害のある子どもや非行をした子ども、親のいない子どもなど、保護を必要とする子どもの問題を扱う専門機関です。もちろん児童虐待についても、相談を受け付けています。児童虐待を疑ったら、最初の相談先となるのは児童相談所でしょう。むしろ相談するというよりも、児童虐待の疑いがあるときには、そのことを児童相談所に連絡しなければならないのです。なぜなら、子どもの安全や健康は、親と子どものことからであるだけでなく、社会全体の関心事でもあるからです。ですから、子どもの命や体が危うくされている時には、私達は、これをその親子の個人的なことからして見過ごしてはならないのです。

このように虐待されている子どもを保護するのは、社会全体の責任であるとの意味から、平成12年5月にできた児童虐待防止法は、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、児童福祉法25条の規定より通告しなければならない」と定めています。そして児童福祉法は通告先として福祉事務所と児童相談所をあげています。このように、虐待されている子どもを児童相談所または福祉事務所に連絡する事を「児童虐待の通告」といいます。

### 4. どのように連絡するか

児童虐待を児童相談所や福祉事務所に連絡するにはどのようにしたらよいのでしょうか。この点法律では特に定められた方法はありません。ですから、手紙でも電話でもよいし、直接、口頭で行ってもよいわけです。しかし、電話や口頭で連絡した場合、連絡を受けた児童相談所や福祉事務所が聞き逃げしたり、誤って受け付ける恐れもありますから、できれば文書で連絡するのが良いでしょう。児童相談所などに緊急に伝えたい時などは、といえず電話で連絡しておいて、後に文書で補うのがよいと思います。文書での連絡方法は、これもとくに決められた方法はありません。虐待されていると思われる子供の名前、住所、虐待していると思われる人の名前、子供の状況、連絡した人の名前と連絡先などが記されていれば十分だと思います。ただ、児童相談所のその後の調査をスムーズに行ってもらうためには、できる限り多くの情報を伝える事が、児童相談所にとっても役立つでしょう。

### 5. どのようなときに連絡するか

どのようなときに連絡したらよいのでしょうか。「児童虐待かどうかよくわ

からなかったから、連絡できなかった」というお話しをよく聞きます。新しくできた児童虐待防止法では、「児童虐待を発見した者」は通告しなければならないとしていますが、児童虐待かどうかハッキリしない状態でも、そのおそれがあるときには通告したほうがよいでしょう。少なくとも、その人の経験から見て、虐待の疑いがあると思われれば十分です。連絡する人は、虐待の疑いがあることを伝えるのがその役目なのであって、虐待かどうか判断するのは児童相談所だからです。連絡は子供を保護するキッカケにすぎないのです。連絡しようと思った人は、児童虐待が実際にはなかったことによるリスクよりも、連絡をしない事により対応が遅れるリスクを考えるべきでしょう。たとえ、連絡が誤っていたとしても、現在の法制度のもとでは、虐待を疑われる親をわざと傷つけようとしたり、重大な不注意によって事実と異なる連絡をするのでなければ、法的に責任を問われることはありません。

#### 6.だれが連絡するか

それでは、連絡をしなければならないのはだれでしょうか？児童虐待防止法では、連絡すべき人はとくに定められてはいません。つまり、国民全てが「児童虐待の通告」をする義務を負っていることとなります。これは、国民全てが子供のことに關心をもつべきである、という意味です。実際には、児童虐待防止法の5条にあるように、「医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にある」ことから、児童虐待の早期発見に努めるものとされていますので、これらの人は発見だけでなく、発見した児童虐待を連絡するよう、とくに求められることとなります。

#### 7.対応策

本当は子供を殴ったり暴言をはいたりしたくないのに、ストレスからつい殴ってしまう。夫に暴力をふるわれその八つ当たりで子供にあたってしまう。などと悩んでいる人も数多くいるという。また、子どもが他の子より成長が遅い。という身体的な問題で悩む人も多い。一番多いのは子供が言う事を聞かないという理由だろう。子供なんだから言う事を聞かないのは当たり前だと考えた方がいいだろう。そんな人はまず児童相談所や信頼できる人に相談すべきだろう。例えば、身体的な問題ならば個人で差がでるのだからなんにも悩む事はない、なんてアドバイスをもらうだけでも安心できる事もあるのだから。一人で悩まない事が一番の対応策だろう。

最近は共働きの家庭も増えてきて、外で働く女性も増えてきた。それにともない児童虐待も増加してきているようだ。育児と仕事の両立はきっと想像

以上に大変な事だろう。だから、育児は女の仕事！なんて言うのは通用しない世の中になってきている。これからは、男性も家事や育児に参加することも大事な児童虐待防止策の一つではないだろうか。

また、児童虐待の現場を見てしまった。またはその疑いがある・知っているという人は速やかに児童相談所に相談をすべきであり、国民としての義務であるということを忘れてはいけない。

## (7) ストーカー

この言葉も近年になって耳にすることが多くなった言葉ではないだろうか？一昨年前になってようやくストーカー規正法が制定されたばかりである。しかしその被害も一向に増加の一途をたどっているのが現状である。では今回も事例を上げて考えていきたいと思う。

米兵がストーカー行為/沖縄署が住居侵入容疑で逮捕

2002年1月7日午前4時40分頃、北谷町内の女性(24)のアパートに無断で侵入したとして、キャンプ・フォスター所属米海軍一等水兵えお住居侵入の疑いで現行犯逮捕した。

調べでは、容疑者と女性は交際していたが、昨年12月に別れた。しかし、その後も同容疑者が一人で住む女性のアパート前で何度か待ち伏せし、復縁を迫るなど、ストーカー行為を繰り返していた。

女性は付きまとわれて困っているとして、同署に相談していた。犯行当日も同容疑者が女性の帰宅を待ち伏せし、そのまま女性の許可なしに玄関先から侵入した。

愛知県西尾市女子高生ストーカー殺人

1999年8月9日、午前8時半頃、愛知県西尾市志籠谷町の国道23号バイパスの側道で、同県立西尾東高校二年永谷英恵さん(16)が血を流して倒れている、と近くの住民から119番通報があった。永谷さんは胸などを刺され、同市内の病院で手当を受けたが、間もなく出血性ショックで死亡した。愛知県警西尾署では、現場付近にいた西尾市内の顔見知りの無職の少年(17)を殺人未遂容疑で現行犯逮捕し、ストーカー的な犯行とみて調べている。容疑は、身柄送検の際、殺人に切りかえるという。

少年は、永谷さんに中学時代から好意を寄せており、調べに対し、「相手にされなかったので殺してやろうと思い、7月14日頃、吉良町内のコンビニでナイフを2本買った」と供述しているという。

永谷さんは他の生徒らと一緒に自転車で登校途中だった。」

執ように電話をかけるなどした元自衛官に実刑

大学の後輩女性に復縁を迫ろうと、執ように電話をかけるなどしたとして  
ストーカー規正法違反の罪に問われた大分県別府市鶴見、元陸上自衛官、  
富田大貴被告（24）は2001年2月28日、福岡地裁で判決公判があっ  
た。

判決によると「女性の人権を軽視し自己中心的。社会情勢に照らせば実  
刑はまぬがれない」と述べ、懲役5ヶ月の実刑判決を言い渡した。

富田被告は2000年11月24日～12月4日、かつて交際していた  
福岡市内の女子大生（当時21歳）に復縁を迫るため「電話やメールにち  
ゃんと応答しろ。そうでないと押しかけるぞ！」「普通に話して優しくす  
るって言うまでは何度でも電話する」などと嫌がらせの電話を掛けたり、電  
子メールを送り、女子大生を恐怖に陥れた疑い。

以下少々有名（？）になったストーカー殺人ファイル

スポーツインストラクターバラバラ殺人事件99年7月

被害者：女性インストラクター（26） 出会い：スポーツクラブ

加害者：大学生（21） 交際期間：約2年

経験・動機：喧嘩で被害者が骨折し、一度はわかるものの復縁。のち、  
妊娠した被害者に結婚を迫られて逆上

場所：加害者の母親が経営する居酒屋の2階

凶器：絞殺。遺体は、風呂場でのこぎりにて切断。

福岡ストーカー殺人事件

被害者：半同棲中のバツイチ女性（38） 出会い：テレクラ

加害者：無職男（32） 交際期間：5ヶ月

経験・動機：別れた後、「話し合いたい」と、ストーカー化。被害者の天井  
裏に潜伏するなどした。

場所：被害者の家の近くで待ち伏せ。顔を見たとき逆上

凶器：被害者が車で帰ってくると、ドアを開け包丁でメッタ刺し

沼津女子高生刺殺事件

被害者：女子高生（17）

出会い：知人の紹介またはナンパ

加害者：無職男（27）

交際期間：半年

経験・動機：別れ話が出た後、「別れるなら殺す」と脅迫。待ち伏せして復縁を迫るが無視されて逆上

場所：朝、登校用にいつも使う駅前の駐輪場で待ち伏せ

凶器：包丁で二十数か所メッタ刺し

#### W 不倫散弾銃殺人事件

被害者：不倫相手の妻（42）

加害者：高校の寮の給食係りパート（46）

出会い：体育教師と給食係り 交際期間：2年

経験・動機：不倫が周囲や校長にバレ、体育教師から別れ話が出る。ストーカー化して、もつれた末

場所：被害者の家の玄関先で（体育教師は不在）

凶器：趣味のクレー射撃用の散弾銃。加害者も銃で自殺

#### 復縁話しがもつれて前夫を刺殺

被害者：前夫（26）

加害者：パート勤務（27）

出会い：仕事関係で 交際期間：入籍9ヶ月で離婚

経験・動機：離婚後、再び同居するが、お互いに別の愛人ができる。加害者は前夫の女性関係に逆上して

場所：車の中

凶器：果物ナイフ

#### 米子夫射殺事件

被害者：夫・機会リース会社社員（38）

加害者：妻・モデルなどのアルバイト（25）

出会い：新宿でナンパ？ 交際期間：結婚4年

経験・動機：夫の単身赴任中、妻に複数の愛人ができる。夫に対して「嫌悪感」がわき、自由になりたくて

場所：夫が市内を運転中に、窓の外から射殺

凶器：知人に報酬に4500万円で殺害依頼。暴力団員が射殺

#### 桶川ストーカー殺人事件

被害者：女子大生（21）

加害者：風俗店経営者（27）

出会い：大宮のゲーセンでナンパ

交際期間：5ヶ月

経験・動機：被害者からの別れ話に逆上。「500万円返せ」と脅したり、中傷ビラをまくなどした。

場所：登校のためいつも通る、白昼の駅前で待ち伏せ

凶器：包丁で胸と脇腹を刺す。実行犯は、加害者の兄の部下

以上が実例の一部である。この事件はほんの一部に過ぎないし、事件になっていないだけで、ストーカーに悩む人は世の中には数え切れないくらいいる。さて、そんな人たちのために作られたストーカー規正法とはいったいどんなものなのか？詳しく調べてみました。

## 1. ストーカー規正法とは？

平成12年5月18日に「ストーカー行為の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が成立し、11月24日から施行されています。この法律はストーカー行為等を処罪するなど必要な規制を行なうことと、被害者に対する援助等を定めており、**あなたの身体、自由、名誉、生活の安全と平穩をストーカー行為の被害から守るためのものです。**

## 2. この法律による規制の対象となるのは？

この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等」「**ストーカー行為**」の二つです。

### (1)「つきまとい等」

この法律では、特定のものに対する恋愛感情などの好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定のものまたはその家族等に対して行なう以下の8つの行為を「**つきまとい等**」と規定し、規制しています。

ア、つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、または住居などに押し掛けること。

イ、その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはそ

の知り得る状態に置くこと。

ウ、面会、交際その他の義務がないことを行なうことを要求すること。

エ、著しく粗野または乱暴な言動をすること。

大声で「バカヤロー」と粗野の言葉を浴びせることや、家の前で車のクラクションを鳴らすことなどがこれにあたります。

オ、電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。無言電話をかけることや、拒否しているにもかかわらず、短時間に何度も電話やFAXをしてることがこれにあたります。

カ、汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるようなものを送付し、またはその知り得る状態に置くこと。

キ、その名誉を害する事項を告げ、又はその知りうる状態に置くこと。

ク、その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文章、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

わいせつな写真等を送りつけたり、電話や手紙で卑猥な言葉を告げて辱めようとするなどがこれにあたります。

### 「ストーカー行為」

またこの法律は、同一のものに対し「つきまとい等」を繰り返して行なうことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。

## 3. ストーカー規制法が施行されると

この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等」「ストーカー行為」の二つです。

つきまとい等をされたら、すぐになたの自宅の最寄の警察署・警察本部にご相談ください。あなたの申し出に応じて、「つきまとい等」を繰り返してはならないこと警察本部長等が警告することができます。

さらに、警告に従わない場合には、都道府県公安委員会が禁止命令を

行なうことができます。禁止命令に違反して「ストーカー行為」をすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課されます。

また、あなたが「ストーカー行為」の被害にあっている場合には、警告を申し出る以外に、あなたが相手に告訴して、警察に検挙を求めることもできます。「ストーカー行為」の罰則は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金です。

これらの他にも警察は、あなたからの申し出により、被害を防止するための措置を教示するなどの援助をすることになります。

## ストーカー行為等の規制等に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行なうとともに、その相手方に対する援助の借地等を定めることにより、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者にたいする恋愛感情その他の好意の感情又はそれがみだされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者またはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一． つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、住居等に押し掛けること。
- 二． その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。

- 三．面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する。
  - 四．著しく粗野または乱暴な言動をすること。
  - 五．電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
  - 六．汚物・動物の死体その他著しく不快または嫌悪の情を催させるようなものを送付し、またはその知りえる状態に置くこと。
  - 七．その名誉を害する事項を告げ、またはその知りえる状態に置くこと。
  - 八．その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知りえる状態におき、またはその羞恥心を害する文書、図画その他のものを送付し若しくはその知りえる状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復していう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長または警察署長は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申し出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をしたものが更に反復して当該行為をするおそれがあると認める時は、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨をけいこくすることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告をした場合には、他の

警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告または第六条第一項の規定による命令をすることができない。

3. 警察本部長等は、警告をした時は、速やかに、当該警告の内容及び日時その他 当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会に報告しなければならない。
4. 前三項に定めるもののほか、第一項の申し出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 公安委員会は、警告を受けたものが当該警告に従わずに係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をしたものが更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をしたものに対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

- 2 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に関わらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申し出を受けた場合において、当該申し出に係る第三条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申し出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要がある

と認める時は、当該行為をしたものに対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞または分明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による命令をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告または仮の命令をすることができない。

3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して15日とする。

4 警察本部長等は、仮の命令をした時は、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。

5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して15日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

6 行政手続法第三章第二節の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないとき、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。

8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。

10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

11 前各校に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為または第三条の規定に違反する行為の相手方から当該ストーカー行為に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があり、その申し出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関または関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申し出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行

われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

( 報告徴収等 )

第九条警察本部長等は、警告または仮の命令をするために必要があるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申し出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、または警察職員に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮命令を受けたものその他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、または警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

( 禁止命令等を行う公安委員会等 )

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞に係る事案に関する第四条第一項の申し出をした者の住所地を管轄する公安委員会とする。

2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告または仮の命令に係る第四条第一項の申し出をした者の住所地を管轄する警察本部長等とする。

3 公安委員会は、警告または仮の命令があった場合において、当該警告または仮の命令に係る第四条第一項の申し出をしたものがその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、速やかに、当該警告または仮の命令の内容及び日時その他当該警告または仮の命令に係る事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告または仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞または意見の聴取を終了している場合には、この限りでない。

4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞または意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞または意見の聴取に係る禁止命令等をするものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞または意見の聴聞に係る禁止命令等を

することができないものとする。

5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ提起することができない。

第十四条 禁止命令等に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反したものは、55万円以下の罰金に処する。

## 身近な防犯

ストーカー対策にはどんなものがあるのでしょうか？身近な防犯対策から考えていきましょう。

### 戸締りを確実にこなう

- \* ストーカーが被害者の家に侵入することがあります。窓等はできればツーロックにして、就寝時はもちろん少し外出の時も必ず施錠するようにこころがけてください。
- \* 万一、ストーカーに侵入された場合は、早めに新しい鍵に交換しましょう。

### 人気のない道はできるだけ一人で通らない

- \* ストーカーは尾行や待ち伏せし被害者との接触しようとする場合があります。できるだけ二人きりのストーカーとの接触を避ける為に、ストーカーが待ち伏せしやすい人気のない場所に一人で行かないようにしましょう。
- \* やむなく人気のない場所に行く必要があるときには、すぐに助けを求められるように防犯ブザーなどの防犯具を携帯電話からすぐに連絡できるように持つと良いでしょう。

### あらかじめ非難場所を見つけておく

- \* 万一、ストーカーに尾行されてしまった時を想定して、通勤通学路など日常的にするとところには、すぐに逃げ込める非難場所を見つけておきましょう。非難場所は警察署、交番が一番望ましいですが、人が集まり夜中でも開いているコンビニなども良いでしょう。
- \* もし、非難する場所が見つからない場合は、できるだけ人通りの多い場所に出られるルートを確認しておくのも良いでしょう。

以上の点などその他にも対策方法はまだまだありますが、困ったらまず警察に相談するのが一番良いでしょう。何事にも一人で悩まないで相談することが大切です。

### 参考 URL

いじめ：<http://www.d9.dion.ne.jp/~rekishi/02-2taisakusitu.htm>  
<http://topia.yam.com/home/aoiryuyu/pages/mimikiri.html>

虐待：<http://www.ccap.or.jp/gyakutai/gyakutai/gyakutai2.htm>  
<http://www.ktv.co.jp/child/index2.html>

ストーカー：[http://www.bekkoame.ne.jp/ha/hc17916/s\\_page2.htm](http://www.bekkoame.ne.jp/ha/hc17916/s_page2.htm)  
<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/a3/abc/sutoka.htm>